

平成22年12月6日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽**従業員が社長・会社の預金を使い込みした場合**

－従業員の立場、個人預金、法人預金で税務上の取扱が異なります－

◎事例

- ・ A株式会社の代表取締役Bは、同社の経理担当従業員Cに、B個人の満期が到来した定期預金の元金及び利息を新たな定期預金に預け換えるよう指示し、定期預金通帳、届出印押印済定期預金払戻請求書、定期預金預入書を預けました。
- ・ なお、Cは以前から何度も、指示を受けてB個人の定期預金の書き換えを行ってはいたが、届出印は預かっておらず、B個人の定期預金に係わる取引に関し代理権を与えられていたとは認められない状態でした。
- ・ CはBからは一部現金支払いの指示が無いにもかかわらず、これをあるかのように装い銀行の担当行員を欺いて一部現金を交付させ費消し、その後、詐欺の容疑で逮捕、起訴され有罪判決を受けました。
- ・ Bはその年分の所得税確定申告において、この詐取された現金相当額のうち一定額を「雑損控除」として所得控除の適用を申告しましたが、認められませんでした。

◎なぜ「雑損控除」が適用されなかったか……「詐欺」と「横領」の差

個人の所得税では、個人の所有する資産について自然災害、爆発事故等の人為的災害、盗難、横領による損失があった場合、その損失額のうち一定の金額を「雑損控除」としてその年分の所得から控除できます。

しかし、この事例のような「詐欺」による損害は「雑損控除」の対象にはなりません。

(また、この事例においてCは定期預金の書き換えの指示を受けていたに過ぎず、B個人の定期預金に係わる取引に関し代理権を与えられていたとは認められない状態で、「横領」の前提となるBとCとの間に「委託信任関係」がなかったため「雑損控除」の対象となる「横領」とはなりませんでした。)

…逆に、もしCがB個人の定期預金に係わる取引に関し代理権を与えられていて、BとCとの間に「委託信任関係」が認められれば「横領」が成立し「雑損控除」が適用されたでしょう。

◎もし法人預金が被害の対象だったら

この事例の被害の対象が社長B個人の預金でなく、A法人の預金であったら、この「詐欺」の損失の取扱は異なります。

法人の場合は詐欺、横領、盗難、災害等理由の如何にかかわらず、法人の有する資産に損失を被った場合はその損失額全額を経費処理することができます。(ただし、この損失を補填する保険金、賠償金等は当然、別途収益処理しなければなりません。)